

社会福祉法人心光福祉会役員報酬・弁償規定

第1条 この規定は、社会福祉法人心光福祉会の理事・監事・評議員及び（以下「役員」という）の職にある者に対し支給する費用に関して必要な事項を定めるものとする。

第2条 (1) 町内において招集した会合等の報酬額の額は、別表1の定額による

(2) 役員が出張した場合の航空賃、車賃、弁償費、宿泊料、食卓料の額は別表

第3条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は支給しない。

附則 この規則は平成29年4月1日より施行する。

別表第1 第2条(1)関係

役職（理事）	役職（監事）	役職（評議員）	評議員選任・解任委員
6,612円	6,612円	6,612円	6,612円

※理事・評議員・評議員選任・解任委員については一人当たりの各年度の総額が20,000円を、監事については50,000円を超えない範囲で支給する。

別表第2 第2条(2)関係

区分	航空費	車賃	弁償費	宿泊費		食卓料
				県内	県外	
金額	実費	30円	6,612円	9,800円	10,900円	2,200円